

学生・保護者の皆さま

明 治 大 学

休学制度改正について（お知らせ）

明治大学ではこれまでの休学の取扱いを変更し、休学時の学費についても見直しを行いました。2011年度から、在學生も含めて休学制度が変更されます。主な変更点は以下のとおりです。

①休学期間延長の制度化

2010年度までの本学の休学制度においては、年度単位で最長2年までしか休学ができませんでした。病気治療などの理由による2年以上の休学の希望に対応するため、2011年度からは2年までの休学の後、特別な事情がある場合については、所定の手続を経ることで、学部学生はさらに2年、大学院博士後期課程・法科大学院の院生は1年、休学期間の延長が認められることがあります。

②通算休学期間の年限

休学期間延長の制度化に伴い、通算休学年限を設定します。在学中に休学ができる期間は、学部学生で4年（2年次編入者は3年，3年次編入者は2年），博士前期課程・修士課程・専門職大学院の院生は2年，博士後期課程・法科大学院の院生は3年までとします。

なお、制度の移行措置として、2010年度以前の休学期間は、通算休学年限には算入しません。

③休学受付期間の変更

2011年度からは半期休学のための申請となり、かつ休学受付期間が変更になります。前期休学の受付期間は5月31日まで、後期休学の受付期間は11月20日までとなり、2010年度以前の通年休学の受付（前期終了日まで）はなくなります。ただし、①、②の通り、休学を連続して申請することにより1年間の休学をすることができます。

④休学時の学費について

休学時学費の負担軽減を目的として、休学時に一定の「休学在籍料」のみを納入することといたします。休学在籍料は半期休学ごとに8万円とし、授業料・教育充実料等の学費の納入は免除いたします。ただし、学生健康保険互助組合費等の諸会費については、従来と同様とします。

なお、次ページには制度の概要の一覧表を掲載しております。

以 上

	2011年度から				2010年度まで
	学 部	大学院(博士前期課程・修士課程), 専門職大学院	大学院(博士後期課程)	法科大学院	
種 類	半期休学 (休学期間の延長が可能。1回の半期休学は0.5年とカウントする。)				← 通年休学または半期休学
連続休学	当初の休学期間を含めて、 2年 を上限とした休学期間の延長が可能。				← 特別な事情がある場合、引き続き1年に限り許可することができる。(なお、連続休学を経て復学する際は、復学後1年間は休学を認めない。)
	特別な事情がある場合には、面接等を含む所定の手続を経ることによって、更に2年を上限として休学を許可することがある。	—	特別な事情がある場合には、面接等を含む所定の手続を経ることによって、更に1年を上限として休学を許可することがある。		
通算休学年限 ※	在学中通算 4年 まで (2年次編入学者は3年まで、3年次編入学者は2年まで)	在学中通算 2年 まで	在学中通算 3年 まで		← 規定なし
手続期限	前期:5月31日まで 後期:11月20日まで				← 通年休学:前期終了日まで 半期(前期)休学:6月20日まで 半期(後期)休学:12月20日まで
休学時の成績	休学した学期の成績評価・単位は全て認めない。				← 通年休学の場合、休学願を提出した時期により、成績評価・単位を認められることがある。
学 費	「休学在籍料」半期につき80,000円				← 通年休学:学費(入学金を除く)の2分の1に相当する額 半期休学:学費(入学金を除く)の4分の1に相当する額 その他に、諸会費の納入が必要。
	授業料, 専攻指導料, 教育充実料, 実験実習料及び実習料の納入は不要。諸会費については従来通り。	授業料, 教育充実料, 実験実習料及び臨床指導料の納入は不要。諸会費については従来通り。	授業料, 教育充実料, 実験実習料の納入は不要。諸会費については従来通り。ただし、留籍者の休学在籍料は50,000円とする。	授業料, 教育充実料の納入は不要。諸会費については従来通り。	

※移行措置として、2010年度以前の休学期間は、通算休学期間には算入しません。